



北九州市パートナーシップ宣誓制度

北九州市では、市民一人ひとりがお互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的な少数者（LGBT 当事者）である 2 人が、互いを人生のパートナーとして日常の生活において協力することを、市長に対し宣誓する制度です。法的に婚姻と同等の効果はありませんが、当事者の生き方を後押しする制度です。要綱の要件を満たした場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。

対象となる方の要件

宣誓をする 2 人が、次の全ての要件を満たしている必要があります。

- 民法で規定する成年に達していること。
- 一方又は双方が市内に住所を有していること、又は市内へ転入を予定していること。
- 配偶者がいないこと及び他にパートナーシップの関係がないこと。
- 宣誓をしようとする相手と近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。
ただし、養子縁組によって、近親者となった者を除く。

令和4年4月1日から住所要件が緩和されました。

手続きの流れ

電話で事前予約

※希望日の 7 日前までに人権推進センターへ連絡

パートナーシップ宣誓

- ① 必要書類を持参の上、2 人で人権推進センターへ来所
- ② 市職員の面前で、宣誓書及び確認書に署名
- ③ 宣誓書（写し）の受領

宣誓書受領証の交付

市職員による確認後、受領証を交付

受け取り方法は、自宅への郵送又は人権推進センターへ来所による手渡しのどちらかを選択



必要なもの

- 住民票の写し（個人番号や本籍・続柄を省略したもの）又は北九州市内へ転入予定であることを証明する書面
- 独身であることを証明するもの（独身証明書、戸籍抄本など）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など）

転出入に関するお知らせ

「パートナーシップ宣誓制度」の都市間相互利用に関する協定を結んでいる自治体間の転出入に際しては、既に発行済みの受領証を継続して使用することができます。

本市から転出する際は、受領証の返還もしくは継続利用届が必要ですので、下記までご連絡ください。

[申請・お問い合わせ窓口]

北九州市人権推進センター 人権文化推進課

北九州市小倉北区大手町 11 番 4 号 大手町ビル（ムーブ）8階

電話：093-562-5010 FAX：093-562-5150

※この情報は、令和4年4月1日
現在のものです。